

令和8年度(2026)帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
「Ⅱ. 外国人の子供の就学促進事業」(補助事業)実施地域

○33(2都道府県、5指定都市、3中核市、23市区町村) ※一部中核市と市区町村は間接補助により実施 (令和8年6月時点)

	実施主体	
都道府県	1	【新】 東京都 間接補助：台東区、練馬区、【新】江戸川区、板橋区、八王子市、清瀬市、羽村市、大田区、葛飾区
	2	(岐阜県) 間接補助：大垣市
指定都市	3	神奈川県 横浜市
	4	神奈川県 川崎市
	5	静岡県 浜松市
	6	愛知県 名古屋市
	7	福岡県 福岡市
中核市	8	愛知県 豊田市
	9	大阪府 東大阪市
市区町村	10	群馬県 伊勢崎市
	11	長野県 飯田市
	12	岐阜県 大垣市
	13	岐阜県 美濃加茂市
	14	岐阜県 可児市
	15	静岡県 焼津市
	16	静岡県 湖西市
	17	静岡県 牧之原市
	18	静岡県 小笠地区定住外国人児童生徒就学促進連絡協議会
	19	愛知県 豊川市
	20	愛知県 西尾市
	21	三重県 鈴鹿市
	22	滋賀県 東近江市
	23	熊本県 菊陽町

※ 岐阜県については、本事業により県が直接実施する事業はない。
※【新】:今回初めて実施する地域。